

岩手県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第7号

岩手県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会会議規則（昭和31年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 <u>委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定並びに委員協議会（第6条－第7条）</u> 第3章 招集及び会期（ <u>第8条－第10条</u> ） 第4章 会議（ <u>第11条－第29条</u> ） 第5章 会議録（ <u>第30条－第32条</u> ） 第6章 会議の傍聴（ <u>第33条・第34条</u> ） 第7章 補則（ <u>第35条</u> ） 附則 （この規則の目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第15条</u> の規定に基づき、岩手県教育委員会の会議（以下「会議」という。）等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （出席、欠席の届出） 第2条 委員は、 <u>招集の当日（又は会期中）</u> 、会議の開会定刻前に会議場に到着して、その旨を <u>委員長</u> に届け出なければならない。 2 委員は、欠席しようとするとき、又は <u>定刻までに出席することができないときは、開会時刻前にその事由を具して、委員長</u> に届け出なければならない。 （連絡場所、宿所の届出） 第3条 委員は、常時連絡の場所及び会議招集地の宿所を <u>委員長</u> に届け出なければならない。その場所及び宿所を変更したときも、また <u>同じである</u> 。 （議案等の配付） 第5条 委員に配付する議案その他の書類は、会議の <u>はじめ</u> に議席においてこれを配る。ただし、急を要するものは、この限りでない。 <u>第2章 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定並びに委員協議会</u> <u>（委員長の選挙）</u>	目次 第1章 [略] 第2章 <u>教育委員会協議会（第6条）</u> 第3章 招集及び会期（ <u>第7条－第9条</u> ） 第4章 会議（ <u>第10条－第27条</u> ） 第5章 会議録（ <u>第28条－第30条</u> ） 第6章 会議の傍聴（ <u>第31条・第32条</u> ） 第7章 補則（ <u>第33条</u> ） 附則 （この規則の目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法」という。） <u>第16条</u> の規定に基づき、岩手県教育委員会の会議（以下「会議」という。）等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （出席、欠席の届出） 第2条 委員は、会議の開会定刻前に会議場に到着して、その旨を <u>教育長</u> に届け出なければならない。 2 委員は、欠席しようとするとき、又は <u>開会定刻前に会議場に到着することができないときは、開会時刻前に、その旨及び理由を教育長</u> に届け出なければならない。 （連絡場所、宿所の届出） 第3条 委員は、常時連絡をとることができる場所及び会議招集地の宿所を <u>教育長</u> に届け出なければならない。その場所及び宿所を変更したときも、また <u>同様とする</u> 。 （議案等の配付） 第5条 <u>教育長及び委員</u> に配付する議案その他の書類は、会議の <u>始め</u> に議席においてこれを配る。ただし、急を要するものは、この限りでない。 <u>第2章 教育委員会協議会</u>

第6条 委員長の選挙は、会議において単記無記名投票により
行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 前項の選挙において、有効投票の最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者についてさらに投票を行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

3 委員に異議がないときは、第1項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。

4 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議にはかり、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(委員長職務代理者の指定)

第6条の2 委員長職務代理者は、あらかじめ2人を指定するものとし、その選任方法については、前条の規定を準用する。

2 委員長職務代理者の選任順位は、会議にはかつて決定する。

3 委員長職務代理者の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。

(委員協議会)

第7条 委員長は、会議に付議すべき議案の事前審議その他研究協議を要するものがあると認めるときは、委員協議会を招集することができる。

(会議の招集)

第8条 委員長は、会議を招集するときは、招集の日時及び場所並びに会議に付議する事件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 [略]

(定例会及び臨時会)

第9条 [略]

(会期の延長)

第10条 会期内に議題の審議を終了することができないとき、又は臨時急施を要する事件があるとき、その他特別の必要があるときは、委員長は、会議にはかり会期を延長することができる。

(会議の公開)

第11条 会議は、公開とする。

(会議の非公開)

第12条 会議は、委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 前項の委員の発議は討論を行わないで、その可否を決しな

第6条 教育長は、会議に付議すべき議案の事前審議その他研究協議を要するものがあると認めるときは、教育委員会協議会を招集することができる。

2 前項の選挙において、有効投票の最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者についてさらに投票を行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

3 委員に異議がないときは、第1項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。

4 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議にはかり、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(委員長職務代理者の指定)

第6条の2 委員長職務代理者は、あらかじめ2人を指定するものとし、その選任方法については、前条の規定を準用する。

2 委員長職務代理者の選任順位は、会議にはかつて決定する。

3 委員長職務代理者の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。

(委員協議会)

第7条 教育長は、会議に付議すべき議案の事前審議その他研究協議を要するものがあると認めるときは、教育委員会協議会を招集することができる。

(会議の招集)

第7条 教育長は、会議を招集するときは、招集の日時及び場所並びに会議に付議する事件をあらかじめ委員に通知する。

2 [略]

(定例会及び臨時会)

第8条 [略]

(会期の延長)

第9条 会期内に議題の審議を終了することができないとき、又は臨時急施を要する事件があるとき、その他特別の必要があるときは、教育長は、会議に諮り会期を延長することができる。

(会議の公開)

第11条 会議は、公開とする。

(会議を非公開とする場合の措置)

第10条 法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととするときは、教育長は、一般傍聴人及び教育長の指定する者以外の者を退席させるものとする。

なければならない。

3 会議を公開しないこととするときは、委員長は、一般傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を退席させるものとする

。

4 [略]

(開会、開議、休会、散会、閉会等)

第13条 会議は、午後1時に開き、午後4時に閉じる。ただし、委員長が必要があると認めたととき、又は会議において議決したときはこの限りでない。

第14条 会議の開会、開議、休会、散会、延会、中止、休憩又は閉会は、委員長が宣告する。

2 委員長が開会又は開議を宣告しない前及び休会、散会、延会、中止、休憩又は閉会を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第15条 開会時刻後相当の時間を経ても、なお、出席委員が定足数に満たないとき、又は議事中退席するものがあつて定足数を欠いたときは、延会することができる。

(議事日程)

第16条 会議を開こうとするときは、委員長は、開議の日時及び会議に付する事件並びにその順序を記載した議事日程を定め、委員に配付しなければならない。

2 前項の議事日程を変更し、追加し、又は削除しようとするときは、委員長は、会議にはかつて決定しなければならない。

(議題の宣告)

第17条 委員長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

2 委員長は、必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。

(発言、質問及び討論)

第18条 委員が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

第19条 [略]

2 委員長は、質問及び討論が議題外にわたるか、又は必要がないと認めたとときは、制止することができる。

第20条 委員長は、質問、討論その他の発言について特に会議の決定があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

第21条 委員長は、会議にはかり、質問又は討論の終結を宣告することができる。

(動議)

2 [略]

(開会、開議、休会、散会、閉会等)

第11条 会議は、午後1時に開き、午後4時に閉じる。ただし、教育長が必要があると認めたととき、又は会議において議決したときは、この限りでない。

第12条 会議の開会、開議、休会、散会、延会、中止、休憩又は閉会は、教育長が宣告する。

2 教育長が開会又は開議を宣告する前及び休会、散会、延会、中止、休憩又は閉会を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第13条 教育長は、開会時刻後相当の時間を経てもなお会議の定足数を欠いているとき、又は議事中退席する委員があつて定足数を欠いたときは、会議を延会することができる。

(議事日程)

第14条 会議を開こうとするときは、教育長は、会議の日時及び会議に付する事件並びにその順序を記載した議事日程を定め、委員に配付しなければならない。

2 前項の議事日程を変更し、追加し、又は削除しようとするときは、教育長は、会議に諮って決定しなければならない。

(議題の宣告)

第15条 教育長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

2 教育長は、必要があると認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。

(発言、質問及び討論)

第16条 委員が発言しようとするときは、教育長の許可を得なければならない。

第17条 [略]

2 教育長は、質問及び討論が議題外にわたるか、又は必要がないと認めたとときは、制止することができる。

第18条 教育長は、質問、討論その他の発言について特に会議の決定があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

第19条 教育長は、会議に諮り、質問又は討論の終結を宣告することができる。

(動議)

第22条 [略]

2 動議が議題となったときは、委員長は、直ちにその旨を会議に宣告しなければならない。

第23条 議案に対する修正の動議は、文案をそなえて提案し、その理由を説明しなければならない。

第24条 [略]

(採決)

第25条 委員長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しなければならない。

2 委員長は、必要があると認めるときは、議題を分合し、若しくは順序にかかわらず採決することができる。

3 委員長が採決を宣告した後は、その議題について発言することができない。

第26条 採決の際、席にある委員は、表決に加わらなければならない。

第27条 委員長は、採決しようとするときは、順次委員の賛否を求めてその多少を認定し、可否を決する。

2 委員長は、前項の規定にかかわらず、会議にはかつて記名投票又は無記名投票により可否を決することができる。

3 委員長は、前2項の規定により採決したときは、直ちに、その結果を宣告しなければならない。

第28条 [略]

(継続審議)

第29条 審議未了の議題については、委員長は、会議にはかり次回の会議に継続審議することができる。

第30条 [略]

2 [略]

(記載事項)

第31条 会議録に記載する事項は、おゝむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 出席委員の氏名

(3)～(6) [略]

(7) その他委員長又は会議において必要と認めた事項
(署名)

第32条 会議録には、出席委員及び教育長が署名しなければな

第20条 [略]

2 動議が議題となったときは、教育長は、直ちにその旨を会議に宣告しなければならない。

第21条 議案に対する修正の動議は、文案を備えて提案し、その理由を説明しなければならない。

第22条 [略]

(採決)

第23条 教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しなければならない。

2 教育長は、必要があると認めるときは、議題を分合し、若しくは順序にかかわらず採決することができる。

3 教育長が採決を宣告した後は、その議題について発言することができない。

第24条 採決の際、席にある教育長及び委員は、表決に加わらなければならない。

第25条 教育長は、採決しようとするときは、順次委員の賛否を求めてその多少を認定し、可否を決する。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、会議に諮って記名投票又は無記名投票により可否を決することができる。

3 教育長は、前2項の規定により採決したときは、直ちに、その結果を宣告しなければならない。

第26条 [略]

(継続審議)

第27条 審議未了の議題については、教育長は、会議に諮り、次回の会議に継続審議することができる。

(会議録の作成等)

第28条 [略]

2 [略]

3 教育長は、前項の規定により会議録を作成したときは、これを公表する。ただし、法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした間の審議に係る部分については、この限りでない。

(会議録の記載事項)

第29条 会議録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 教育長及び出席委員の氏名

(3)～(6) [略]

(7) その他教育長又は会議において必要と認めた事項
(署名)

第30条 会議録には、教育長及び出席委員が署名しなければな

<p>らない。 <u>(会議の傍聴)</u> <u>第33条</u> 会議を傍聴しようとする者は、<u>委員長</u>に申し出なければならぬ。 <u>第34条</u> [略] <u>(補則)</u> <u>第35条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、<u>委員長</u>が<u>会議にはかつて</u>定める。</p>	<p>らない。 <u>第31条</u> 会議を傍聴しようとする者は、<u>教育長</u>に申し出なければならぬ。 <u>第32条</u> [略] <u>第33条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、<u>教育長</u>が<u>会議に諮って</u>定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この規則による改正前の岩手県教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とする。